附　則

1　この告示は、平成二十九年四月以降の月分の障害補償費について適用する。ただし、平成二十九年三月以前の月分の障害補償費については、なお従前の例による。

2　平成二十八年三月環境省告示第三十五号（公害健康被害の補償等に関する法律第二十六条第二項の障害補償標準給付基礎月額を定める件）は、廃止する。

○環境省告示第三十二号

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第三十一条第二項及び公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）第十七条の規定に基づき、遺族補償標準給付基礎月額を次のように定めたので、公示する。

平成二十九年三月二十九日

環境大臣　山本　公一

年齢階層	性別	
	男子	女子
昭和六十二年四月二日以降に生まれた者	一九九、二〇〇円	一七一、四〇〇円
昭和五十七年四月二日から昭和六十二年四月一日までの間に生まれた者	二二九、一〇〇円	一八二、四〇〇円
昭和五十二年四月二日から昭和五十七年四月一日までの間に生まれた者	二五六、一〇〇円	一八八、七〇〇円
昭和四十七年四月二日から昭和五十二年四月一日までの間に生まれた者	二八一、〇〇〇円	一九五、九〇〇円
昭和四十二年四月二日から昭和四十七年四月一日までの間に生まれた者	三一〇、六〇〇円	二〇〇、七〇〇円
昭和三十七年四月二日から昭和四十二年四月一日までの間に生まれた者	三二三、九〇〇円	一九七、六〇〇円
昭和三十二年四月二日から昭和三十七年四月一日までの間に生まれた者	三〇七、〇〇〇円	一八八、二〇〇円
昭和二十七年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者	二一五、三〇〇円	一六〇、〇〇〇円
昭和二十二年四月二日から昭和二十七年四月一日までの間に生まれた者	一九四、七〇〇円	一五四、六〇〇円
昭和二十二年四月一日以前に生まれた者	一九四、五〇〇円	一五七、七〇〇円

附　則

1　この告示は、平成二十九年四月以降の月分の遺族補償費及び平成二十九年四月一日以降に死亡した被認定者に係る遺族補償一時金について適用する。ただし、平成二十九年三月以前の月分の遺族補償費及び平成二十九年三月三十一日以前に死亡した被認定者に係る遺族補償一時金については、なお従前の例による。

2　平成二十八年三月環境省告示第三十六号（公害健康被害の補償等に関する法律第三十一条第二項の遺族補償標準給付基礎月額を定める件）は、廃止する。

○防衛省告示第五十五号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第五条の規定に基づき、昭和四十九年防衛施設庁告示第七号（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第三条第二項各号に掲げる施設について、それぞれ音響の強度及び頻度を定めた件）の一部を次のように改正したので、同令第十九条の規定により、告示する。

平成二十九年三月二十九日

防衛大臣　稲田　朋美

本文中「母子健康センター」を「母子健康包括支援センター」に改める。

附　則

この告示は、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十三号）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

○東北地方整備局告示第九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十九日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
にかほ市平沢字家妻二八番一から同市平沢字家妻六六番三まで	前	一四・五八～三八・二六メートル	〇・二二〇キロメートル
	後	一三・三八～三六・四〇メートル	〇・二二〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十九日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	にかほ市平沢字馬飼森一〇一番一から同市平沢字家妻二番二まで	東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月二十九日

○東北地方整備局告示第九十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十九日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　道路の種類及び路線名

一般国道　七号

二　占用を制限する区域

占用を制限する区域	図面縦覧場所
大館市釈迦内字山神台四〇番八から同市釈迦内字二ツ森八八番四まで	東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

三　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

四　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年四月五日